

風しんに関する追加的対策の実施に係る 財政措置等に関する決議

今般の風しんの発生状況を踏まえ、風しんの感染拡大防止のため速やかに対応することが国民生活の安心にとって極めて重要であるとし、平成30年12月13日付で、国から「風しんに関する追加的対策骨子」が示された。

この追加的対策においては、これまで予防接種法に基づく定期接種を受ける機会がなく、抗体保有率が他の世代に比べて低い、現在39歳～56歳の男性を予防接種法に基づく定期接種の対象とし、3年間、全国で原則無料で定期接種を実施すること、ワクチンの効率的な活用のため、まずは抗体検査を受けていただくこととされた。

しかしながら、市区町村の費用負担については、「風しん対策にかかる自治体との意見交換会」（平成30年12月17日、厚生労働省講堂）及びその後の「風しん対策Q&A」において、抗体検査については、国1/2、市区町村1/2、定期接種については、費用の9/10を普通交付税で手当することが示されている。

風しんに関する追加的対策は、風しんの感染拡大を終息させることを目指し、期間を限定し緊急的に追加された対策であり、実施主体となる市区町村が住民の風しんの感染予防とまん延防止を着実に進めるためには、確実な財源の保障及び実施体制の整備がなされなければ、円滑な施行は困難である。

よって、国は、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

1 風しんに関する追加的対策については、市区町村に財政負担が生じることがないように、国の責任において必要な財源を確保すること。

また、抗体検査についても、今回の予防接種実施に至る経緯に鑑み、本体と同様の財政措置を講じること。

2 事務負担の増加に伴う人件費やシステム改修経費をはじめ、円滑な事務処理に必要となる経費に対しても同様の財政措置を講じること。

3 居住地のみならず居住地以外の医療機関等においても、抗体検査及び予防接種を受けることができる全国規模の広域性を持った内容であることから、抗体検査及び予防接種に係る標準単価の設定の他、休日・夜間における実施体制の整備等、国の責任において実施体制の整備を行うこと。

以上、決議する。

令和元年5月17日

第174回北信越市長会総会